

平成31年度 墨田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

1 目的

この実施方針は、墨田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成29年2月28日付け28墨福障第1878号。以下「実施要綱」という。）第6条に基づき、実施要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者等に対して実施する指導について基本的事項を定めることにより、障害者（児）福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保することを目的とする。

2 基本方針

指導は、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実施する。

なお、指導の実施に当たっては、東京都や関係区市町村、並びに関係各課と適宜連携し、指導検査等体制の一層の充実・強化を図る。

3 指導の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

ア 人員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。

ウ 自立支援給付等算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。

エ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。

オ 運営規程等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

カ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及び生活介護を運営する事業所において、会計基準等に則った適切な利用者への工賃分配等の経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

イ 利用者に対し、虐待行為や正当な理由のない身体拘束などを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 障害福祉サービス（居宅介護等を除く。）及び障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援等を除く。）等を運営する事業所における非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効

性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

4 指導の目標

(1) 集団指導

上記2に関するサービス事業毎の具体的な内容や、前年度及び当年度の実地指導の状況を踏まえた事例を説明するとともに、制度改正等における必要な情報の周知を行うため、サービス事業毎に必要なに応じて実施する。

なお、実施に当たっては、相談支援事業者連絡会や児童事業所連絡会との合同実施に努めるものとする。

(2) 実地指導

区内障害福祉サービス事業所等の実地指導を東京都と連携して50か所程度実施する。

なお、実施状況に応じて対象数の見直しを行うものとする。

5 実地指導の実施単位及び体制

実地指導の実施単位及び体制は、次のとおりとする。

(1) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

なお、区内障害福祉サービス事業所等を運営する社会福祉法人の検査が行われる場合にあっては、必要に応じて当該検査と併せて実地指導を行うものとする。

(2) 実施体制

実地指導を行う場合にあっては、区の職員2名以上で検査班を編成するものとし、事業又は施設の規模・内容、事案の性質に応じ、適宜人選するものとする。

なお、必要に応じて、東京都が指定する事務受託法人の職員を検査班に加えるものとする。

6 実地指導の対象の選定

実地指導の対象事業者等の選定は、実施要綱別表1に掲げる基準に基づき、原則として、平成31年4月1日時点で現存する対象事業者等が運営する、平成30年12月1日以前に指定を受けた障害福祉サービス事業所等の中から選定するものとする。

また、選定に当たっては、墨田区利用者の給付費情報があり、かつ過去3年において実地指導を実施していない事業所を優先して選定するものとする。

ただし、特に必要であると認めた事業所については、上記に限らず実地指導の対象とする。

7 指導検査基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じるものとする。

ただし、区が指定権限を有する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援については、区独自の基準を別に定めるものとする。